

在宅介護手当について

対象者

- ・要介護者の親族又は同居人で、芸西村の住民であり、在宅の要介護者を常時介護している方
- ・申請世帯が村税及び介護保険料を滞納していないこと

※要介護者とは・・・

- ①介護保険法の定める要介護認定を受けた方で、要介護度が3・4・5の方（ただし、要介護3の方については、その月に介護保険のサービスを利用しなかった方に限ります。）
- ②月に14日以上自宅で生活している方
- ③介護保険法の定める要介護認定を受けていない方については、村長が上記①と同等の状態であると認める方

【注意】要介護の更新等で要介護度が上記①以外に変更した場合は手当の対象となりませんので、あらかじめご了承下さい。

支給額

月額8,000円・・・申請のあった月分から支給されます。

上記①に該当する期間が対象になります。

支給時期

年2回

9月末（4月～9月分）と3月末（10月～3月分）に
指定の口座に振り込まれます

①

申請手続きについて

芸西村役場 健康福祉課に申請書（役場にあります）を提出して下さい。

☆お持ちいただくもの

①認めの印鑑

②介護保険被保険者証

～お問い合わせ先～

芸西村役場 健康福祉課 老人福祉担当

☎ (0887) 33-2112